

平成 17 年 6 月 6 日

気象庁予報部

配信資料に関する技術情報（気象編）第 198 号

～平成 17 年 7 月 7 日に実施する細分区域の変更について～

山形県、新潟県及び和歌山県における細分区域をまたぐ市町村合併に伴い、各県で細分区域を変更します。この変更は平成17年7月7日（木）13時（日本標準時）から実施します。

今回の細分区域変更の対象となる市町村合併を下表に示します。細分区域変更により、合併後の新市町の全域が同一の細分区域に含まれることとなります。また、各県における新旧細分図を別紙 1 から 3 に示します。

なお、この細分区域の変更に伴う区域名及び区域コードの変更はありません。

県名	新市町名 (合併日)	合併対象市町村名	新市町が属する細分区域 (7月7日13時から)		旧市町村が属する細分区域 (現行：7月7日13時まで)	
			一次	二次	一次	二次
山形県	東田川郡庄内町 (H17.7.1)	東田川郡余目町	庄内	庄内南部	庄内	庄内北部
		東田川郡立川町				庄内南部
新潟県	十日町市 (H17.4.1)	東頸城郡松代町	中越	十日町地域	上越	上越東頸城地域
		東頸城郡松之山町				
		十日町市			中越	十日町地域
		中魚沼郡川西町				
		中魚沼郡中里村				
和歌山県	田辺市 (H17.5.1)	日高郡龍神村	南部	田辺・西牟婁	北部	紀中
		田辺市				
		西牟婁郡中辺路町			南部	田辺・西牟婁
		西牟婁郡大塔村				
		東牟婁郡本宮町				

細分区域変更の移行措置

細分区域変更の移行措置として、対象となる区域に対して発表した注意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を全て解除し、変更実施時刻後に、改めて新しい細分区域に対し注意報・警報を発表します。

この際、「解除」電報の本文には「この電文は、細分区域の変更に伴い発信したものです。新しい細分区域に対応した電文をまもなく発信します。」などと記述し、気象状況の変化による解除でない旨を記載することとします。注意報・警報の利用に当たっては、この点に留意頂きますようお願いいたします。

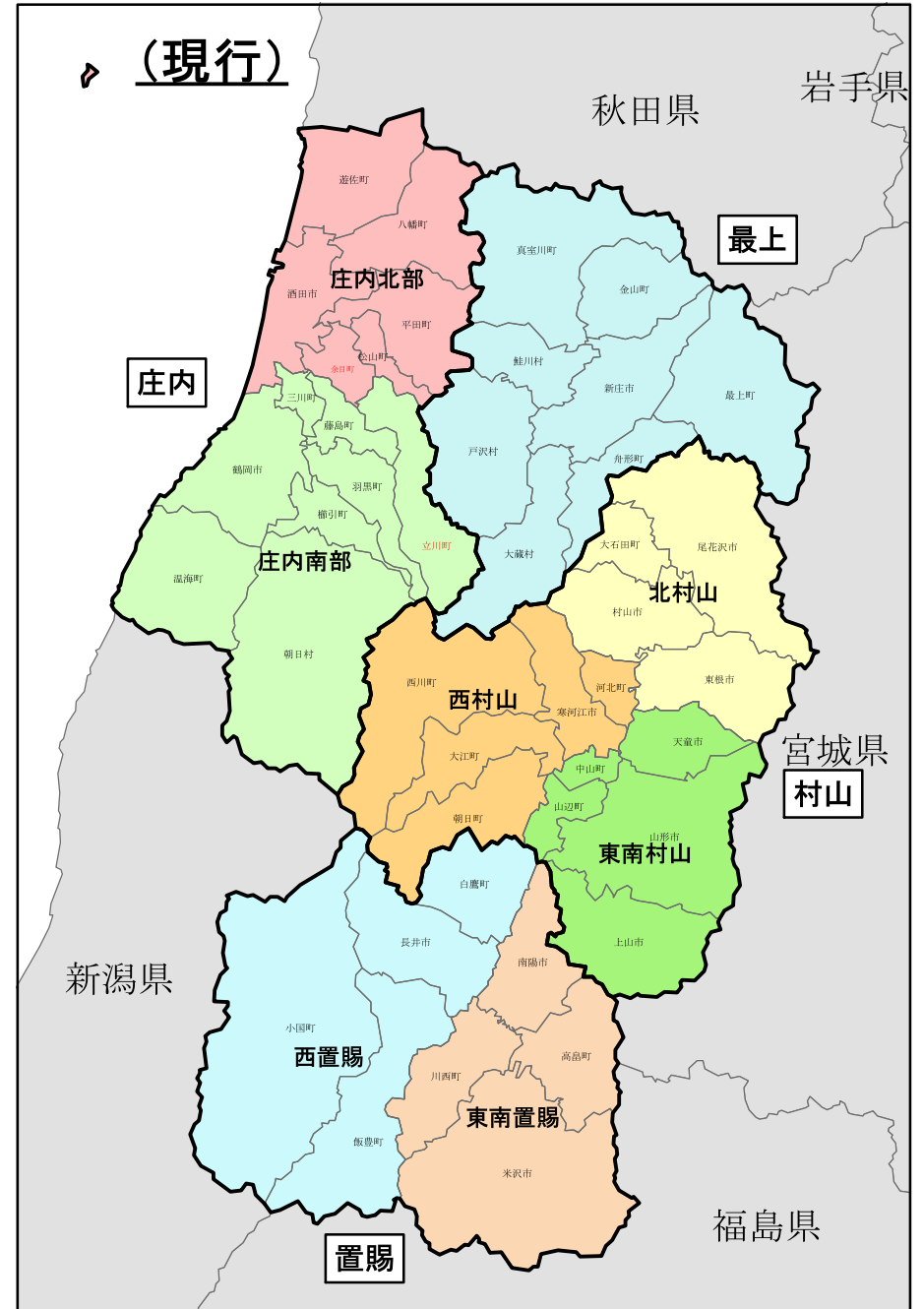
[添付資料]

別紙 1：山形県の新旧細分図

別紙 2：新潟県の新旧細分図

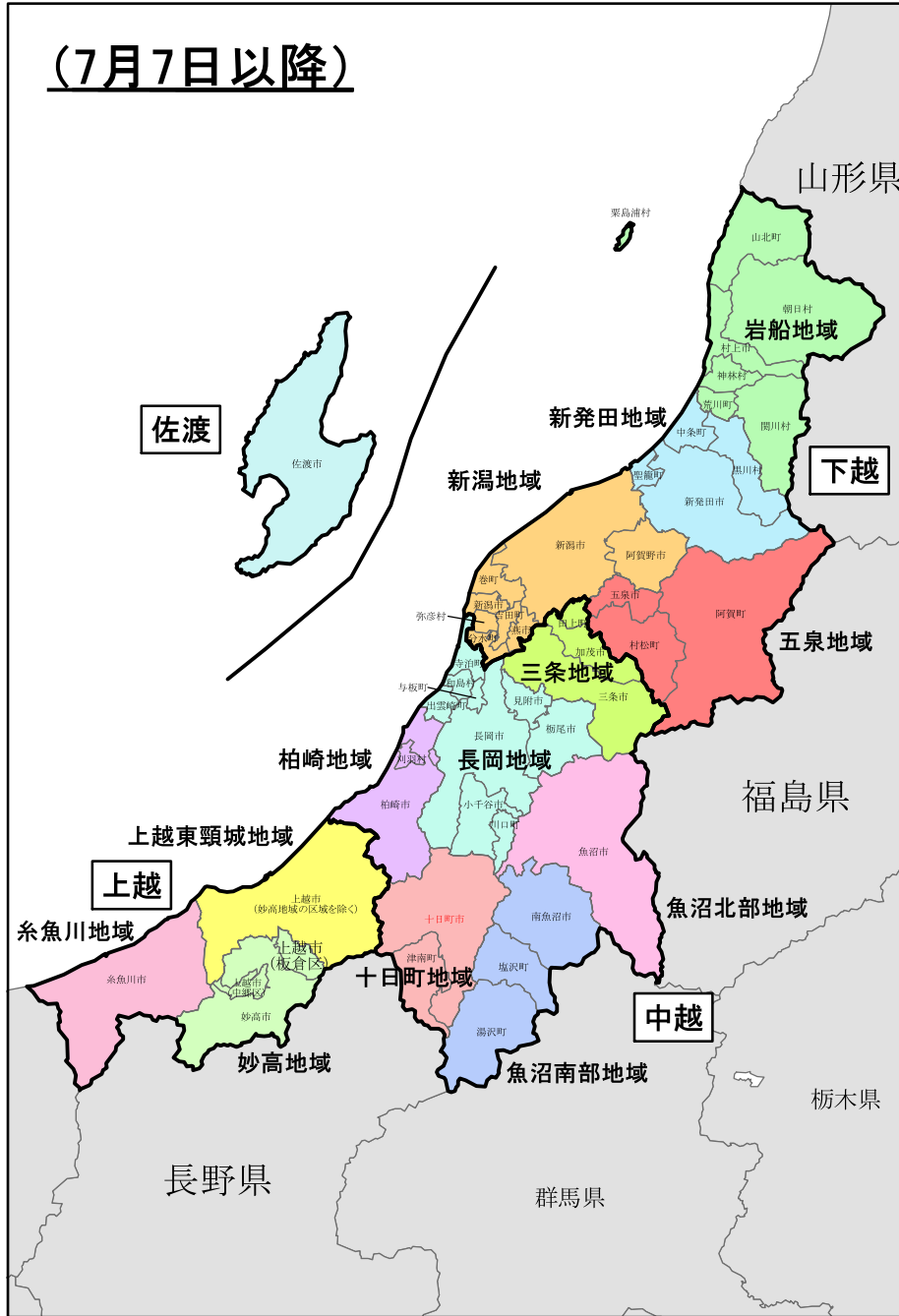
別紙 3：和歌山県の新旧細分図

別紙1: 山形県の新旧細分図

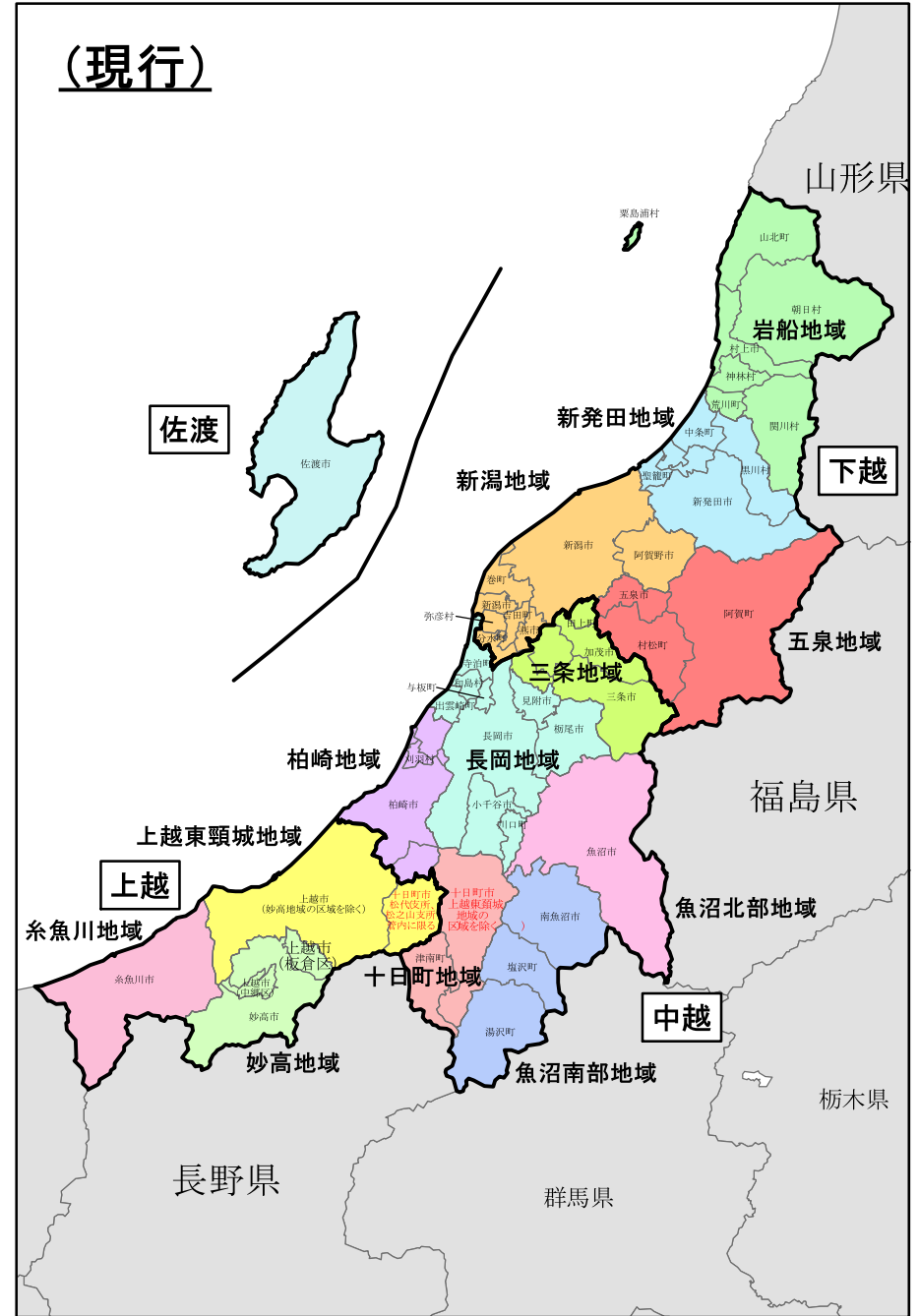


別紙2:新潟県の新旧細分図

(7月7日以降)



(現行)



別紙3:和歌山県の新旧細分図

